

広報はちまんたい

hachimantai

3

Mar. 2015
No.216

お知らせ版

市営住宅への入居者を募集

市は、左表に示す市営住宅への入居者を募集します。

募集期間中に必要書類を市役所建設課に提出し、審査を受けてください。審査を受けていない場合や書類に不備がある場合は、受け付けできません。

■募集期間 3月19日(木)から

3月31日(火)まで

■申込書の配布場所 建設課、西根総合支所地域振興課、安代総合支所土木林業課

入居者は、住宅に困っている度合いの高い人から決定し、順位を定めるのが難しい場合は、抽選で決定します。

■入居抽選会・手続き説明会(申し込みをした人のみ対象)

▼日時 4月15日(水)午前10時から

▼場所 市役所多目的ホール棟多目的ルーム1

詳しくは、市役所建設課建築係(☎・内線1308)まで。

■入居者を募集する市営住宅(全て風呂付き)

(1)公営住宅

住宅名	募集戸数	建築年度	間取り	地区	単身入居
柏台第一住宅	2戸	昭和63年	2LDK	松尾	不可

(2)コミュニティ住宅

住宅名	募集戸数	建築年度	間取り	地区	単身入居
ニッコウキスゲ4号棟	1戸	昭和57年	2LDK	松尾	不可
	2戸	昭和62年			

入居に当たっての注意点

- ※ 敷金は、入居時家賃の3カ月分です。
- ※ 市営住宅では、近隣や他者への迷惑となる恐れがあることから、動物(ペット)の飼育は認めていません。
- ※ 申込者または現に同居する、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の第2条第6号に規定する暴力団員ではないことが条件です。

公的年金との併給が可能です 児童扶養手当の申請忘れずに

公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)の受給額が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を平成26年12月から受給できるようになりました。

公的年金の受給を理由に、児童扶養手当を受給できなかった人で、26年12月1日に支給要件を満たしている人が、27年3月までに申請した場合、26年12月の手当分から受給できます(26年12月から27年3月までの手当分は、4月に支払われます)。児童扶養手当を受給するには、手続きが必要です。忘れずに申請してください。

■児童扶養手当の対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの子ども(中度以

上の障がいや有する場合は、20歳未満)を監護し、生計を同じくしている養育者で、その子どもが次のいずれかに該当する人

- ①父母が婚姻を解消した
- ②父(母)が死亡した
- ③父(母)が一定程度の重度の障がい状態にある
- ④父(母)の生死が不明
- ⑤その他【父(母)が裁判所からのDV(夫婦間暴力)保護命令を受けている、父(母)が1年以上遺棄している、父(母)が1年以上拘禁されている、母が婚姻せずに懐胎した—など】

◎新たに手当を受け取れる例

- ▶子どもを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している
- ▶子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している
- ▶父子(母子)家庭で、離婚後に父(母)が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している—など

詳しくは、市役所地域福祉課児童福祉係(☎・内線1103)まで。